

## 令和7年度京都ジョブパーク事業障害者雇用促進業務に係る事業提案Q&A

番号	質 問	回 答
1	企業アセスメントツールの普及について、今回の事業に携わる企業に何割程度普及させることを求められていますでしょうか。	仕様書5ページ(エ)適性及び特性のマッチングに記載の企業アセスメントツールの普及に関しては、同記載の実習マッチングフェアに参加する全ての企業に普及することとなります。 なお、京都障害者雇用企業サポートセンターが訪問する全ての企業及びセミナー等に参加する企業に、企業アセスメントツールの活用を促す案内等を行うこととなります。
2	人員配置体制の表に記載の人数について、「原則として1,883時間(1日を7.75時間とした場合、概ね週5日勤務)の従事をもって1人とする」とありますが、日数限定や時短勤務の組み合わせにより、必要人工を揃える形でよろしいでしょうか。	可能です。 ただし、執務室に入れる人員に制限がありますので、ご注意ください。
3	人員配置体制の表の(2)(4)の副業務責任者の兼任は可能でしょうか。	不可です。
4	配置人員に関して、京都府庁様からのご紹介や現行業者様からの引継ぎ等により、来年4月以降も継続勤務いただける方等はいらっしゃいますでしょうか。	本府から配置人員の推薦はできません。
5	人員配置体制の表に記載の人数について、京都ジョブパークおよび北京都ジョブパークで勤務するものの合計人数との理解であっていますでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、北京都ジョブパークでの常駐の勤務は想定していませんが、受託事業者が希望する場合、1名の配置は可能です。
6	7 運営管理・実施報告等 (1)目標数に関して、今回の事業で最重要とっておられる指標をお教えてください。	全ての目標数は業務運営に係る最重要目標として掲げています。
7	7 運営管理・実施報告等 (1)目標数 ア 障害のある方の人材確保数は、支援企業の累計の求人数(採用予定数)という理解であっていますでしょうか。	京都障害者雇用企業サポートセンターによる支援企業のうち、令和6年6月2日～令和7年6月1日の間に新たに採用された人数になります。
8	先日いただきました選考日程表について、「応募予定の事業者様は、令和7年2月26日(水)17時までに上記担当部署あてご一報いただけますと幸いです。」とご記載いただいておりますが、こちらの事業者は、共同企業体で参加する場合、すべての事業者名のご連絡が必要でしょうか。それとも、参加事業者のいずれかの企業名でのご連絡でよろしいでしょうか。 また、再委託が可能な範囲についてご教示ください。	参加事業者のいずれかの企業名で構いませんが、共同企業体で参加予定であることを伝えていただきますと幸いです。 再委託につきましては、仕様書12その他(3)のとおりです。 なお、あらかじめ京都府の承認がなくとも、再委託を前提で提案することは、差し支えありません。
9	人員配置体制の表に記載の人員について、京都ジョブパーク、北京都ジョブパークそれぞれへの常勤指定人数はありますか。	人員配置体制に記載する全ての人数が京都ジョブパークでの勤務を想定しています。 北京都ジョブパークでの常駐の勤務は想定していませんが、受託事業者が希望する場合、1名の配置は可能です。